

国民年金にゆとりをプラス

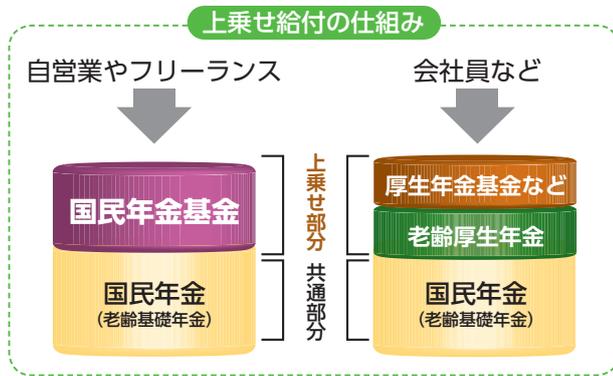
国民年金基金は、自営業などの人がゆとりある老後を過ごすことができるように、国民年金に上乗せの給付を行う制度です。

加入条件

次のいずれかの人が加入できます。

- ① 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者で、保険料を納めている人
- ② 60歳以上65歳未満の人や海外に居住している人で、国民年金に任意加入して保険料を納

金に任意加入して保険料を納



制度の仕組み

めっている人

- 1口から加入できます。掛金は加入時の年齢や性別で決まります。1か月の掛け金が68,000円以内なら、何口でも加入できます。
- 受け取る年金月額額は、35歳までに加入した人で1口目は2万円、2口目以降は1口当たり1万円です。
- 掛け金は、全額社会保険料控除の対象になります。

〈注意事項〉

- 次の人は加入できません。
 - 国民年金保険料の免除や猶予などを受けている人
 - 農業者年金に加入している人
 - 付加年金に加入している人

申し込み・問い合わせ先

全国国民年金基金千葉支部

☎ 043・221・6370
 ☎ 0120・654192

10月6日(水) 午前11時

全国一斉情報伝達試験を実施

Jアラート(全国瞬時警報システム)を使用した全国一斉の情報伝達試験を実施します。

当日は防災行政無線から試験放送が流れます。

Jアラートとは

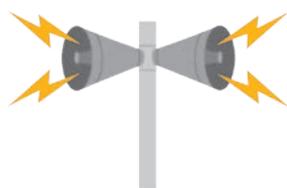
Jアラートは、緊急地震速報などの気象関係情報や弾道ミサイル、武力攻撃といった有事情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、迅速に伝達するシステムです。

これらの情報が放送されたときは、テレビやラジオなどの情報に注意し、身の安全を確保して落ち着いて行動しましょう。

Jアラートでは伝達する情報の種類により、音声メッセージと警報音がそれぞれ異なります(緊急地震速報のチャイム音、大津波警報のサイレン音、有事情報の国民保護サイレン音など)。

【10月6日の放送内容】

- ① 上り4音チャイム
- ② 「これは、Jアラートのテストです」×3回
- ③ 「こちらは、防災あさひです」
- ④ 下り4音チャイム



問い合わせ先

総務課地域安全班(☎62-5311)

届け出が必要です

国民健康保険の第三者行為などでの治療

国民健康保険に加入している人が、交通事故(自損事故を含む)や傷害事件など、第三者(加害者)の行為による傷病の治療に国民健康保険証を使う場合は、別表のとおり保険年金課に事前の届け出が必要です。

第三者行為による病気やけがの例

- 交通事故(警察に届け出が必要)
- 自損事故の同乗者だった場合
- 一方的な暴力や傷害行為を受けた場合

国民健康保険が使えない場合の例

- 犯罪行為や故意の事故、自傷行為
- 飲酒運転や無免許運転などの悪質な法令違反と未届けの交通事故
- けんか

【別表】原因と届け出の方法

病気やけがの原因	届け出の方法
第三者行為による病気やけが(交通事故や傷害等)	①保険年金課に「被保険者証の使用許可申請書」を提出 ②発行された「許可書」を持って病院を受診 ③病院受診後、速やかに「第三者行為による傷病届」を提出
自分自身での転倒や衝突などのけが(自損事故)	①保険年金課に「被保険者証の使用許可申請書」と「傷病届」を提出 ②発行された「許可書」を持って病院を受診
通勤中・業務中のけがや病気	①「労働者災害補償保険(労災)」などの適用となる場合があるので、事業所(会社)に相談

※申請書などは市ホームページからダウンロードできます。

申し込み・問い合わせ先

保険年金課国民健康保険班(☎62-5331)